

～子どもたちに美しい川や海を残すために～

R4年度
から
実施中！

水洗化促進キャンペーン vol.8

■問合せ 環境業務課 ☎41-2720

今年度から「水洗化促進キャンペーン」を実施し、合併処理浄化槽設置および下水道接続にかかる支援内容を拡大しています。

合併処理浄化槽設置については、今年度申請分は年度末までに工事を完了させる必要があるため、12月末までの申請をお願いしています。また、今年度の予定基数に達した場合は来年度工事分の事前予約となる場合もありますので、ご理解ご協力をお願いします。

下水道接続にかかる支援については随時申請を受け付けていますので、相談してください。

支援内容の詳細は、広報おおむた5月1日号または市ホームページに掲載しています。

合併処理浄化槽
にかかる支援は
こちら→



下水道接続にか
かる支援はこちら→



合併処理浄化槽設置にかかる支援

浄化槽設置補助金
浄化槽切替え奨励金

} 今年度の予定基数に達した場合は、来年度分の事前予約となる場合があります。

下水道接続にかかる支援

水洗トイレ改造奨励金
生活排水適正処理交付金等

} 随時申請受け付け中

今月の水洗化相談会

公共下水道への接続や、合併処理浄化槽への切り替えについて、個別に相談を受け付けます。気軽に相談してください。

- ▶とき 11月27日(日) 10:15～13:15
- ▶ところ 三川地区公民館

11月は 児童虐待防止推進月間 です

～「もしかして？」ためらわないで！189（いちはやく）～



全国的に児童虐待の相談件数は年々増加しており、子どもの命が奪われる場合もあるなど、痛ましい事件が後を絶ちません。児童虐待への対応は、子どもの「命」と「権利」、そして「未来」を守るため、子育て中の保護者への支援も含め、社会全体で取り組むべき重要な課題です。

体罰によらない子育てを！

「しつけ」と「体罰」は違います。体罰等が繰り返されると、子どもの心身の成長・発達にさまざまな悪影響が生じる可能性があります。体罰ではなく、どうすればよいかを言葉や見本で示すなど、子どもが理解できる方法で伝えましょう。

虐待の通告義務

児童虐待防止法では「虐待されていると思われる子どもを発見した場合は速やかに通告しなければならない」と定められています。児童虐待かも…と思ったら、迷わず児童相談所虐待対応ダイヤル189（いちはやく）へ連絡しましょう。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。匿名での連絡も受け付けています。通告は支援の始まりです。

児童虐待にあたるもの

身体的虐待、心理的虐待（子どもの前でのDVや夫婦ゲンカも含まれます）、性的虐待、ネグレクト（食事を与えない、風呂に入れない、病気を放置する等）

⚠ 虐待かどうかは、子どもの側にとって判断されます。子どものためを思っている「しつけ」としての行為であっても、子どもの心や体を傷つけるならば虐待です。

オレンジリボン運動

「児童虐待のない社会の実現」を目指す運動です。シンボルマークのオレンジリボンの形は、子育てを温かく見守り子育てを支える意思のあることを示し、オレンジ色は子どもたちの明るい未来を表しています。子育てをみんなで支え合う、子育てに優しい社会を作りましょう。

市内の主な相談場所

- 大牟田市児童家庭相談室（保健センター「らふる」1階）
☎41-2684
- 福岡県大牟田児童相談所（西浜田町4-1）
☎54-2344 または 0120-189-783
- 子ども家庭支援センターあまぎやま（甘木1158）
☎58-6636

新型コロナウイルスワクチン接種

■問合せ 新型コロナワクチン接種推進室 ☎41-2651

乳幼児（生後6カ月～4歳）のワクチン接種が始まりました

10月下旬から対象児に接種券を郵送しています。生後6カ月からの乳幼児接種にも予防接種法上の努力義務が課されますが、接種が強制されるものではありません。ワクチン接種にあたっては、予防接種の効果と副反応のリスクを十分に検討し、納得した上で接種を受けてください。

▶ワクチンの種類 ファイザー社の乳幼児用ワクチン

オミクロン株に対する高い有効性を確保するには、3回接種が必要とされています。1回目終了後に3週間の間隔において2回目を接種、また、2回目終了後に8週間経過してから3回目を接種します。

- 今後生後6カ月を迎える乳幼児には、接種時期にあわせて接種券を郵送していきます。
- 予約方法や接種できる医療機関は、接種券に同封しているチラシで確認してください。



ワクチン接種の間隔が3カ月に短縮されました

これまで3回目および4回目接種は、それぞれ前回の接種から5カ月経過してから行っていましたが、接種間隔が短縮され、3カ月を経過した後に次の接種ができるようになりました。

- 接種時期を迎える人には順次接種券を郵送します（新たに5回目の接種となる人を含む）。手元に接種券を持っている人はその接種券を使用してください。また、紛失した場合は再発行できますので、新型コロナワクチン接種推進室に問い合わせてください。
- 次の場合は、初回接種（1・2回目）から追加接種（3回目）までの間隔に変更はありません。
 - ・小児（5～11歳）…5カ月
 - ・武田社ワクチン（ノババックス）…6カ月



「光の航路」を見たあとは、夜の大牟田をおトクに楽しもう！

おおむた宵酔いチケット

1,500円分の飲食チケットを1,000円で販売

三池港で見ることができ「光の航路」の時期にあわせ、飲食をおトクに楽しめるチケットを販売します。

この機会に、市内の飲食店を利用してみませんか。

1冊あたり
500円
おトク！

販売/使用
期 間

2022.
11.15火
▶11.25金

2022.
11.26土
▶12.3土

2023.
1.17火
▶1.27金

2023.
1.28土
▶1.31火

期間ごとの
販売場所
販売時間

◆三池港展望所
(新港町1)
17:00～18:00
※雨天時等、「光の航路」
が開催されないときは
大牟田観光プラザで販売

◆大牟田観光プラザ
(不知火町1-144-4)
17:00～18:00
※期間中の月曜日は除く

◆三池港展望所
(新港町1)
17:00～18:00
※雨天時等、「光の航路」
が開催されないときは
大牟田観光プラザで販売

◆大牟田観光プラザ
(不知火町1-144-4)
17:00～18:00
※期間中の月曜日は除く

販売価格 1,000円 (税込)

販売冊数 1,200冊

※販売は数量限定です（なくなり次第終了）。

※購入は、期間中1人1冊まで（販売場所にきた人へのみ販売）。

※譲渡・換金不可。対象店舗以外での支払いには使用できません。

■問合せ 大牟田観光協会 (☎52-2212)

チケットの詳細や
利用対象店舗は
こちらから→



「光の航路」に
ついては、
33ページへ



■ 被災代替家屋および被災代替償却資産の特例について

■問合せ 税務課 資産税担当 ☎41-2609 FAX 41-2552

令和2年7月豪雨により滅失・損壊した家屋または償却資産の所有者が、これらに代わるものを取得等した時には、固定資産税・都市計画税が減額される場合があります。これらの特例を受けるには申告が必要です。

▶**対象者** 被災資産の所有者(共有者を含む)

▶**被災資産の要件**

令和2年7月豪雨により滅失・損壊した家屋または償却資産

・家屋は原則として、2割以上(半壊以上)の被害を受けていること

・取り壊しまたは売却等の処分がなされていること

▶**代替(適用対象)資産の要件**

被災資産に代わるものとして取得・改築(改良)された資産

・原則として、種類(用途)または使用目的が同一であること

▶**取得期限**

令和2年7月6日～令和7年3月31日に取得(中古を含む)・改築(改良)されたもの

▶**減額対象範囲**

代替資産を取得した年の翌年度から4年度分に限り、家屋においては固定資産税・都市計画税の税額のうち被災家屋の床面積相当分を、償却資産においては固定資産税の課税標準額を2分の1に減額します。

被災代替家屋の例



提出期限

代替資産を取得(中古を含む)・改築(改良)した年の翌年の1月31日

■ 被災家屋の令和5年度固定資産税・都市計画税の軽減について

■問合せ 税務課 資産税担当 ☎41-2609 FAX 41-2552

令和2年7月豪雨災害により半壊以上の被害を受けた家屋について、修繕が済んでいない場合は令和5年度の固定資産税・都市計画税を引き続き軽減します。減額するためには申請が必要です。

▶**申請期限** 令和4年12月28日(木)まで

▶**対象・軽減率** 令和2年7月豪雨災害により半壊以上の被害を受けた家屋

年度		令和5年度		
内容		① 未修繕	② 一部修繕済	③ 修繕済
減点 補正率	全壊	0.40		減額補正なし
	大規模半壊	0.55		
	中規模半壊	0.65		
	半壊	0.75		
申請手続		必要		不要

▶**申請に必要なもの**

申請書および未修繕箇所すべての写真(令和4年度に該当された人には申請書を送付します)

※必要に応じて現地調査を行います。

※修繕済の申請は不要です(申請がない場合は修繕済と判断します)。